

会 議 録 (要旨)	
会議の名称	令和2年度 第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会
日 時	令和2年12月22日(火) 10:00から12:30まで
場 所	瀬戸市役所5階 全員協議会室 (Zoomを利用したオンライン開催)
出席委員 (敬称略)	<p>【委員長】 宇都宮 みのり (愛知県立大学 教育福祉学部)</p> <p>【副委員長】 池戸 智美 (特定非営利活動法人 ハッピーリング)</p> <p>陰山 雅史 (瀬戸公共職業安定所) 池田 有希 (瀬戸市教育部 学校教育課) 西川 恵子 (愛知県瀬戸保健所 健康支援課) 松尾 俊明 (尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト) 水野 大介 (公立陶生病院 医療ソーシャルワーク室) 中島 史恵 (瀬戸市健康福祉部 児童発達支援センター) 住田 敦子 (特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター) 伊里 みゆき (社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会) 加藤 美矢子 (瀬戸市民生委員児童委員協議会) 中島 正二 (当事者) 岩永 千弥子 (瀬戸市身体障害者福祉協会・当事者) 尾関 亮三 (瀬戸市手をつなぐ育成会) 井上 雄裕 (シンセサイズ中部・当事者)</p>
欠席委員	なし
事務局	社会福祉課長 稲垣 宏和 社会福祉課長補佐 内田 智高 社会福祉課福祉係専門員兼係長 成松 実 社会福祉課福祉係主事 後藤 紀貴 社会福祉課福祉係主事 鈴木 絢佳
傍聴者	3名
議事内容	
あいさつ	
委員長	本日は新型コロナウイルス感染予防のため、瀬戸市障害者地域自立支援委員会傍聴要綱第2条の規定に基づき、傍聴者の定員を先着3名までと変更しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。なお、傍聴人の皆さまにおかれましては、静粛にさせていただき、本日使用します資料はお持ち帰りいただくことができませんので、会議後は机の上に置いて退室していただきますよう、よろしくお願いいたします。 それでは次第1 協議事項 瀬戸市障害福祉計画(第6期)及び瀬戸市障害児福祉計画(第2期)(案)について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。
委員	会議に先立ち分からないことがあるのですが、よろしいでしょうか。今回、市長は瀬戸市障害者手当を廃止するという決断をされましたが、なぜ弱い立場の人の手当を打ち切ったのか十分にその理由の説明がされていないと思います。市長の考えで今回打ち切りにしたとのことですが、行政の方からか市長から理由を説明して頂きたいと思えます。
事務局	瀬戸市障害者手当は、歴史のある障害者施策の中で初期からあったものでありますが、法律改正に伴う障害者施策の充実に伴い、現段階における手当の位置付けが、同じ障害者施策の中でも転換を図る時期に来ているのではないかという議論がありました。その中でさまざまな議論がなされ、昨年3月議会において廃止条例が成立したという経緯になります。

	<p>また、廃止条例の成立にあたりまして、真に効果のある障害者施策の立案をしていくべきという付帯決議もいただいておりますので、今年度は手当の代替策を立案するにあたり、全庁的に各部連携して取り組んできた次第です。このことについては前回の委員会でもご説明しております。</p> <p>話が前後してしまいますが、このような形で新たな施策に転換するべきという時の流れで、瀬戸市障害者手当の廃止になっていることをご承知おきいただきたいと思ます。</p>
委員	<p>私が聞きたいのは、なぜ市長は年収 200 万以下で障害のある方という弱い立場の人のわずかなお金を切ってしまうのか、ということです。このことについて市長は答えていないと思います。ネットにも掲載されていますが、市長の価値観ですということまでしか書いてありません。このことについて私は答えてほしいと思っています。</p>
事務局	<p>市長の本施策決定に至る動機そのものについては、私も市長に成り代わって説明させていただくのが困難です。報道等に載っているようなところで市長がコメントしておりますので、まずはその部分をご理解いただきたいと思ます。</p> <p>繰り返しになりますが障害者手当の代替策として、真に効果のある障害者施策を来年度以降に着実に進めていくきっかけにもなった施策の転換期としてご理解いただきたいと思ます。</p>
委員	<p>これはすごく大きな問題であり、既に長久手市にも波及しているという情報もあります。市長の判断は大きな決断だったと思ますが、私は問題が山積していると思っています。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。手当廃止は本当に大きな決断で、他の自治体にも影響を及ぼしているものです。今回の計画案を経て、より一層いい計画にしていこうという責任があると思っております。計画案はこれから説明されますが、しっかりと点検していただき、質問などをしていただけたらと思ます。それでは事務局からの説明をよろしく願います。</p>
<p>【協議事項】</p> <p>1 瀬戸市障害福祉計画（第6期）及び瀬戸市障害児福祉計画（第2期）（案）について</p>	
事務局	<p>（説明）</p>
委員長	<p>説明をありがとうございます。協議事項1の(1)から(5)まで、まとめて説明していただきました。それでは、これから質問を受けていきたいと思ます。挙手をしていただき、お名前・資料のページ数・質問という形で発言いただくとスムーズかと思ますのでよろしく願います。</p>
委員	<p>送っていただいた資料と、Zoomの画面に映っていたものと、修正が入って異なっていたと思うのですが、そこを先に説明していただきたい。</p>
事務局	<p>説明が抜けており申し訳ありませんでした。皆さまのお手元の資料で修正があった箇所について、説明いたします。</p> <p>18ページの前期計画評価の地域生活支援拠点の整備において、お手元の資料には「受け入れ・体制」となっておりますが、正しくは「受け入れ・対応」でしたので、修正しております。</p> <p>20ページの障害児支援の提供体制の確保において、平成31年4月に県立の特別支援学校が既に設立されておりますので、「<u>県立の特別支援学校が設立され</u>、放課後等デイサービスのニーズは高くなり」と文言を修正しています。</p> <p>続いて39ページの福祉施設の入所者の地域生活への移行において、令和5年度末の入所者数見込数を71人に修正しております。こちらの数字は現在の入所者数から地域移行した人数とその後新たに入所される方の人数等の増減を含めて最終的に何名になるかという数値を設定するものでしたので、68名から数値を修正しております。</p> <p>50ページの障害福祉サービスの見込量について、先ほどご説明したように施設入所数を71名に修正しておりますので、それに伴って令和5年度末の数字を修正しております。</p>

	60 ページの主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備について、事業所数を4カ所から5カ所に修正しております。 説明が後になって申し訳ないですが、修正したものは以上です。
委員長	大事なポイントでした。ありがとうございました。他にご質問はいかがですか。
委員	何点かあります。1点目に医療的ケア児について、私の認識では気管切開をされ、たん吸引の必要な方という認識でありますが、それで合っているのでしょうか。また、瀬戸市ではたん吸引が必要な方にどんな対応をされていますか。 2点目に緊急時の対応について、緊急時の障害者対応をされるのは瀬戸市障がい者支援センターということですが、瀬戸市障がい者相談支援センターでは、どこにどんな障害者がいるのか把握されているのでしょうか。 また、個人的見解ですが、就労継続支援A型・B型では、利用者の囲い込みがあるということが大きな問題だと思っています。 最後に、先ほど私が申し上げた「私の価値観で手当を廃止した」という市長の発言はウィキペディアにも掲載されていますので、確認していただくこともできるかと思います。
委員長	ありがとうございました。次の4点のご意見がありました。医療的ケア児、緊急時の対応、就労継続支援A型・B型事業所の囲い込み、そして冒頭におっしゃった市長の見解のことでした。事務局から説明をよろしくをお願いします。
事務局	まず、1点目の医療的ケアにつきまして、医療的ケアにはたん吸引や気管切開以外に胃ろうなども含まれています。瀬戸市内の医療的ケアが必要な方について、障害児の方が約20名、40歳までの方が約10名と把握しております。その方々への支援について、障害児であれば、医療的ケアを受けられる放課後等デイサービス等への通所等が挙げられます。 2点目の緊急時の対応については、瀬戸市障がい者相談支援センターが中心となって行っていますが、緊急時の連絡は最初に本市に入りますから、瀬戸市と瀬戸市障がい者相談支援センターと共に動いている状況です。センターが全ての状況を把握しているのかというと、計画相談に入っている方については把握できますが、計画相談に入っていない重い方のケースの場合は、センターが計画相談等を立てて、できる限り把握していく形をとっております。 3点目の囲い込みについてですが、A型は計画相談が入っていない方もいますが、B型や生活介護については計画相談が入って、そういった状況がない形にはしているところです。
委員	ありがとうございます。20名の医療的ケア児の方について、たん吸引が必要な方の対応など、現状は何もなされていないと感じていますが、看護師が付かないとたん吸引できないのでしょうか。
事務局	たん吸引は医療行為になるので、看護師などが付かないといけないということになっています。医療的ケアを受けられる事業所が市内に少ないこともあり、他市町の社会資源を使いながら支援を行っている状況です。
委員	瀬戸市では何ら手当や支援がされていない現状があるということですのでよろしいでしょうか。
事務局	手当の件につきましては、国や県の手当はご案内していますので、全く支援が無いということではありません。今後も寄り添いながら、そういう不足しているものを協議の場でお話し合いできればと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。
委員	早急な対応をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
委員長	ありがとうございました。他にご質問はいかがですか。
委員	1点目にZoomのチャットにも記載しましたが、自立支援協議会なのか自立支援委員会なのか文言統一されていないというところを疑問に思っています。 2点目にハード的に通所できる場所が不足しています。デイサービス等で空き家をもう少し活用できないのかということです。

	<p>3 点目に新たに障害を持たれた親御さんやご本人がアクセスしやすいように、社会福祉課またはサービス提供者が公式 LINE アカウントを作り、LINE で情報取得できるようになると、情報取得のハードルが下げられるのではと思います。また、その場所に行って相談するだけではなくて、こういうオンラインを使った相談業務もできるのではないかと思います。</p> <p>4 点目にこの会議に当たって、録音・録画しているということが、最初に一言あったらよかったですと思います。</p>
委員長	<p>丁寧に見ていただきありがとうございます。自立支援委員会か自立支援協議会かということが1点目、空き地の活用が2点目、公式LINEアカウントなどを活用した情報提供方法が3点目、相談業務のオンラインの可能性が4点目、最後に録音のエクスキューズがなかったことの5点のご意見をいただきました。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 点目の自立支援委員会と自立支援協議会について、自立支援協議会というのは、現場の事業所の方々に参加いただいているものになり、その中で協議を行い、その協議内容をこの自立支援委員会に上げてくるという形で考えています。</p> <p>2 点目の空き家の活用について、事業所からそのようなご相談があれば、空き家対策などを担当している課がありますので、そういうところのご紹介をすることが想定されます。</p> <p>3 点目、4 点目の相談事業について、愛知県ではチャットやネットを利用しているということも把握しておりますので、今後そういうものの活用も検討していきたいと考えております。</p> <p>5 点目の録音・録画の案内について、この委員会は議事録作成等のために録音させていただくということを最初にお伝えできておらず、大変申し訳ありません。</p>
委員	<p>1 点目の件について、「地域」があるものかないものの違いはどういうことでしょうか。17 ページ、18 ページは「地域」が抜けている障害者自立支援協議会で、他のところには「地域」が付いています。</p>
事務局	<p>全部に「地域」を入れるという形になりますので、修正させていただきます。</p>
委員長	<p>本当に丁寧に見ていただきありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>1 点目に医療的ケアのことについて、医療的ケア児だけではなくて、医療的ケアを必要としている全般の人への支援体制づくりが必要かと思います。その上で医療的ケアを必要とする人はどういう方なのかという定義を明確にされると良いと思いました。明確な定義はないと思いますが、日常生活で必要とされる医療的な生活援助行為ということだと思います。例えば身体の方ですと酸素吸入や導尿、療育の方ですとたん吸入や経管栄養などが代表的なものとして挙げられますが、それ以外にも導尿やインスリン投与など、障害によって必要な医療的ケアが異なり、医療的ケア支援が必要な方は子どもから大人までいらっしゃると思いますので、そのような方の医療的な支援体制をどのようにしていくのか考えることが必要だと思います。</p> <p>2 点目に、瀬戸市障害者基本計画の基本目標の第 1 番目に、本人を中心とした一貫した支援体制の整備ということがうたわれています。今回、34 ページの国の障害福祉計画の基本的理念の 1 番目には、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援ということがうたわれています。意思決定支援など本人を中心とした一貫した支援体制について、本人の意思を尊重し意思決定支援を推進していくために相談支援の充実や、先ほど説明があったように市の職員がそれぞれ研修を受けてスキルアップを図るなどの体制もとられていると思うので、瀬戸市の障害福祉計画の中にも本人の意思の尊重や意思決定支援という言葉を入れていただければと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。1 点目は医療的ケアを必要とする人の定義について、対象を明確にしておかないと、支援する際に漏れがあってはいけないですので重要な点です。2 点目が障害者基本計画の理念から本計画にも、本人の自己決定や本人を中心とした一貫した支援というところを、きちんと盛り込んではどうかというご意見を頂きました。事</p>

	務局の説明をお願いします。
事務局	医療的ケアの関係ですが、もう一度定義を整理して反映していきたいと思います。また、本人の意思決定、権利擁護の関係の部分もご意見を頂きありがとうございます。もう一度見直していきたいと思います。
委員長	よろしいでしょうか。ありがとうございました。
委員	<p>私は、50名の入所型と40名の通所型を2つ、20名のグループホームを持つ社会福祉法人の責任者ですが、一昨日も入所者のお母さんが亡くなられたという連絡を受けてお通夜へ行ってきました。また、最近比較的良好に出てきた言葉が医療的ケア児です。私が把握している中では、さくらんぼ学園に20名ぐらい在籍しており、医療的ケアの内容はたんの吸引か経管栄養というところ。</p> <p>入所型はできて20年目に入ります。その間に導尿や経管栄養の方がいました。経管栄養は職員の対応も比較的楽でしたが、導尿の人は昼間に看護師さんがやってもらうものの、夜間は寝る前にやらないと、翌朝大変なことになっていました。布団、マットレス、床まで浸透してしまうこともあり、最終的にはごきょうだいが夜8時ごろみえて、1年間頑張っただけで対応していました。最終的にはごきょうだいが「もう出ます。長いことお世話になりました」と退所されました。</p> <p>最近、社会福祉士や介護士を持っている方は、一定の研修を受けるとたんの吸引、経管栄養等を行えるようになります。職員数は100人を超すのですが、職員の何人かは費用は法人持ちで研修を受講し、たんの吸引や経管栄養までは資格を取るようにしたいと思います。現在資格を持っているのは3名ぐらいである。</p> <p>さくらんぼ学園は3年後ぐらいから、たんの吸引など医療的ケアの必要な方の卒業が増えてくる。自事業所では既に通所で1人、たんが切れない子のお母さんの意思で気管切開され、昼間だけ預かっているのですが、職員に聞くと1日に数回やっているようです。私も毎日行っているわけではなく、週1ぐらいのぞくだけで分からないのですが、こういう計画を作って数値目標を出すよりも、例えばさくらんぼ学園へ見学に行くなど、委員の皆さんにもっと具体例を知ってもらったほうがいいと思います。</p> <p>こういう計画だけなら数字が並んで、コンサルタントをもうけさせるだけです。自営業をやっていますのではっきり言いますが、誰でも作れると思います。仕事としてやろうと思えばやる気もないですし、今日ご出席の方は、そういう現場を見ずに意見を言ってみえると思います。現状がどういう状況にあるかを知っていただきたいと思います。</p> <p>私も医療的ケアの現場に立ち会ってみました。プロにとってはそんなに難しいことではありません。ただ、24時間のグループホームと入所では、常勤の看護師さんが昼間だけしかいません。6年ぐらい前に導尿の利用者がいたときに瀬戸の訪問看護師さんに電話して、「夜やってもらえないですか。土日お願いできませんか。」と聞いても拒否され、最終的にはごきょうだいが頑張られました。最後はギブアップして老健に入所され、1年後ぐらいに亡くなられたと聞いています。</p> <p>医療行為も中身が様々で、経管栄養と吸引までは比較的簡単に職員でもできますが、導尿、胃ろうが難しい。親の心配は計画にも記載があるように親亡き後なのです。その辺をこれからどう考えていくか、職員からの希望では寝たきりになっても面倒を見ますと言っている。現在の施設が車椅子で回転できないような幅ですから、どこかに完全バリアフリーのグループホームでも作ろうかと考えているところです。</p> <p>2点目は、国は入所型の認可を下ろさないためもう入所型はできません。今後、知的障害者に限って言えば、グループホームは入所の肩代わりをしていかなければならない役目のほうが大きいと思います。</p> <p>私の長男は48歳で重度の自閉症ですが、まだ息子の思考回路が分かりません。法律で入所から出てグループホームへ行くのが地域移行ということになっていることもあり、事実上、知的障害者も含めて、グループホームが最後の砦になると思います。</p> <p>基本的に50名の入所型の平均年齢は50歳を超え、最高齢が70歳です。80歳の人</p>

	年1人亡くなって、75歳の人もがんで亡くなり、現在70歳前の人が多く、平均年齢は52～53歳です。車椅子移動になった方も2～3名出てきており、いつ何が起きてもおかしくない状況です。早急に高齢者の対応を、と考えている。こういった計画を作る前に、まず現場を見てほしいというのが私の意見です。
委員長	ありがとうございます。本当にぐさりと刺さるお言葉を頂きました。支える人がいて、それを受ける人たちがいて、ご家族がいて、皆さんがぎりぎりの中で生活を支援しておられる中で、それを知らないで軽々に語れないということを、話を伺いながら思いました。
委員	一つ言い忘れました。30年以上前の息子の小中学校時代、放課後等デイサービスも日中一時支援もない状況で、妻と夏休みが来たらどうしようと悩んでおり、ほとんどの場合奥さんが障害者を抱えて右往左往していました。今の放課後等デイサービス、日中一時支援等については使えばなしという方が多く、利用時間の上限を設けたほうがいいと思います。中には、平日も土日も放課後等デイサービスを利用している方もいますが、親子の絆はどこでつくるのかと思います。前から思っていました、月の利用制限を設けるなどの制度設計を根本的に変えなければいけないと思うが、障害者自立支援法の大盤振る舞いの状況にある。入所の場合は年間450万円ほど施設に入ります。障害者手当の件について、私はどちらでもいいと思っています。頂ければ頂けし、頂けなければそれで結構です。施設は税金でお世話にもなっています。
委員	医療的ケアについて、障害児福祉計画の部分はいいいのですが、例えば29ページの課題⑦など、医療的ケア児等という言葉がよく出てきます。この「等」というのは、医療的ケアではないが、重心の子とか、そういう意味かと思ったのですが、少なくとも「者」もいますので、「ケア児・者」という表現にならないですか。
事務局	この医療ケア児等は「者」も含んでいるという認識でいます。頂いた意見を国の指針などと比べながら決定したいと思います。
委員	アンケートから見た現状と課題ということで1番から7番まで挙がっていますが、その課題とそれに基づく施策展開の関連性が分かりにくいと思います。
事務局	資料2の概要版をご覧ください。計画には課題に①から⑦の番号が振ってあり、概略版の裏面を見ていただくと、施策の隣に番号が振ってあります。これは、番号に対応する課題から導き出された施策という形でお示ししています。
委員	分かったような分からないような。でも分かりやすくなっているということですね。もう一つ、99ページの計画策定経過において、先ほど別の委員が協議会なのか、委員会なのかと話がありましたが、このページは瀬戸市障害者地域自立支援協議会ということ合っていますか。
事務局	委員会の間違いでしたので修正します。大変申し訳ありませんでした。
委員長	ありがとうございました。他にいかがですか。
委員	先ほどの委員と私も同じ意見で、精神障害者の現場も見てほしいと思っています。私はやすらぎ会館で月1回、当事者会をやっていますが、委員の方は精神障害者に接したことがあるでしょうか。市長は年間200万円以下の収入しかない障害者の暮らしをご存じでしょうか。
委員長	ありがとうございます。本日頂いた両委員の言葉には非常に重いものがあると私も考えます。市長の説明の足りなさですね。冒頭の委員の発言は非常に本質的な問いで、市長の価値観であるとウィキペディアに書いてあると教えてくださいましたが、その価値観が弱さに寄り添っていないではないか。また市長の説明が不足していることについて、納得していないということに対する指摘でした。納得していないままに計画が進んでいくことに対する恐れが、両委員から出された言葉の中にあふれていると思います。このような指摘があったことについて、市民が本質的なところ、市長の価値観がいかなる価値観なのかということに対する説明が不足し納得していないという声があるということ記録に残して重く受け止め、議事録なりでこのような声があったということ市

	<p>長に伝えてほしいと、個人的にも座長としても思うところです。</p> <p>このような声がかちんと届き、市長からの声をもらうことなくしては、今回計画を立てても空虚なものになりかねないと思いますし、計画を実行できるかどうかという信用に関わってきますので、私も本当に重く受け止めます。両委員の意見はとても大事なことです。事務局の人たちも市長に声を届けられるように、一層努力していただけたらと思います。</p>
委員	ありがとうございます。私も心に染みました。
<p>【報告事項】</p> <p>2 真に効果のある施策の立案について</p>	
委員長	報告事項 真に効果のある施策の立案についての説明を事務局からお願いします。
事務局	(説明)
委員長	説明をありがとうございました。今回、具体的な内容と予算が示されていますので、質問がたくさんあるのではないかと予想されます。質問のある方は挙手をお願いします。
委員	28の事業を始められるということで予算も示されているが、この予算は今回廃止になった障害者手当の予算がスライドしたのか、または別の予算なのかを伺いたい。
委員長	ありがとうございます。先に質問を受けることにします。他の委員はいかがでしょう。
委員	障害者に対する施策ということですが、引きこもりの方は障害者という認識はあるのでしょうか。瀬戸市として、引きこもりの方々をどのような位置付けで考えておられますか。
委員長	ありがとうございます。他にいかがでしょう。
委員	<p>もしカットされるお金に対しての新しい施策であるならば、昨年3月13日の付帯決議案において、本委員会や市民の意見を十分反映することとありましたが、私たちは新しい施策について議論していません。これが本日の報告のみで「はい、そうですよ」ということになってしまうと、委員会の意見が十分反映されていないことになってしまい、市民の誤解を招くのではないのでしょうか。</p> <p>また、意見交換会の中には、聴覚障害の方が多く参加されていましたが、聴覚障害に対する施策が資料の中にはないものですから、代替案で新しくできる基金に対してのものだと足りないのではないのでしょうか。勿論、良い施策もありますが、少し足りないと思いました。金額的にも手当廃止に伴う3年間の額としては少なく、廃止に伴う予算を全て使わなくてもいいとは思いますが、3年間の総額から削られた分が何に使われるのかをわかりたいと思いました。</p>
委員長	ありがとうございました。次の方をお願いします。
委員	意思疎通の部分ですけれども、日本語が話せるということが大前提で進んでいると思うが、外国語を母国語とする人も視野に入れているか、入っていないかというところをお伺いしたい。
委員長	ありがとうございます。他にいかがですか。
委員	基幹相談支援センターについて、少し障害福祉計画の中で述べられていましたが、計画の3年間については基幹相談支援センターの設立はなく、モデル地区に相談支援センターを置くという考えでよろしいでしょうか。
委員長	ありがとうございます。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>まず、当事業が障害者手当の代替策であるかどうか、その財源を充てられているのかということについては、おっしゃるとおりその財源を基に、この事業の立案をさせていただいているものです。今回の立案に際して、この委員会、もしくは議会からも付帯決議をいただいている状況は十分把握しており、障害者の方に寄り添った施策の立案ができるよう、当事者の課題の把握に努め、その課題が一つでも多く解決できるよう、今回、寄り添った施策の立案に努めてきたという理解でおります。</p> <p>また、これだけで全ての課題が解決するとは思っておらず、今後3年間、取りあえず検</p>

	<p>討することとした事業をまとめておりますが、来年、再来年に向けて、さらなる充実が図られていくよう、しっかりと当事者や関係者の意見を伺いながら、施策の立案に努めていきたいと思っています。</p> <p>引きこもりの方については、今回、私どもとして整理しているのは障害者の種別「身体、精神、知的」という方々の観点に基づき、課題の把握に努めております。</p> <p>聴覚障害の方に対する施策につきましては、災害避難所での整備等についての課題もお伺いしていることから、ハード面やソフト面の整備の中で、聴覚障害の方にも配慮した施策、事業の充実を努めていきたいと思っています。</p> <p>基幹相談支援センターの設置については、包括圏域の中で相談場所を設けていくことに付随して、基幹相談支援センターの設置も十分検討していきたいと思っています。</p> <p>外国語を母国語とする人に対する意思疎通支援について、現在考えている相談支援は、地域における相談体制の整備ということでご説明しましたが、外国の方もという検討まで至っておらず、貴重なご意見を頂きましたので、外国の方で障害がある方に対する相談体制も充実できるよう、検討していきたいと思っております。</p>
委員	<p>本人だけではなく、支援者も外国語しか話せないというケースも考えられますので、よろしくをお願いします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。報告はここまでとさせていただきます。その他、事務局から何かありますかでしょうか。（事務局からはなし。）</p> <p>その他、皆さまから何かご質問、ご意見などがありましたらと思いますが、よろしいですか。特にないようでしたら、第2回瀬戸市障害者地域自立支援協議会を終了します。事務局にお返しします。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>委員長、どうもありがとうございました。皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。</p> <p>パブリックコメントの募集について、開催期間は令和3年1月15日（金）から2月5日（金）までとさせていただきます。1月15日号の『広報せと』にて、パブリックコメント募集のお知らせを掲載します。計画案は市役所2階社会福祉課の他、支所、市民サービスセンター、瀬戸市障がい者相談支援センター、瀬戸蔵、瀬戸市社会福祉協議会 やすらぎ会館1階のほか、市ホームページでご覧いただけるよう準備を進めますので、ご承知おきください。</p> <p>次回の自立支援委員会の日程ですが、第3回目が令和3年3月2日（火）午前10時から正午まで瀬戸市文化センター31会議室を予定しております。計画完成までの最後の委員会となりますので、ご多用のところ大変恐れ入りますが、ご予定くださいますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>時間を超過し申し訳ございませんでした。本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。</p>